

東京工科大学知的財産権委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、東京工科大学職務発明規程第4条第2項の規定に基づき、本委員会に関し必要な事項を定めるものである。

(構 成)

第2条 本委員会は、学長が指名する委員長及び次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 大学担当理事
- (2) 財務担当理事
- (3) 委員長が指名する教員若干名
- (4) 大学事務局長
- (5) 大学事務局研究協力課長

2. 前項の委員長及び第3号委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(開 催)

第3条 本委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2. 本委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
3. 本委員会の議決は、出席構成員の3分の2以上をもって決する。

(審議事項)

第4条 本委員会は、下記の事項について審議する。

- (1) 発明等の特許性に関する事項
- (2) 審査請求に関する事項
- (3) 特許等の維持管理に関する事項
- (4) 判定結果に対する異議申立に関する事項
- (5) その他知的財産権に関する重要事項

(会議出席者)

第5条 委員長は、必要に応じ委員以外の者に出席を依頼することができる。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が定める。

附 則

1. この規程は、平成14年5月22日から施行する。
2. この規程制定時の委員長及び委員の任期は、第2条第2項の定めにかかわらず平成15年3月31日までとする。
1. この改正規程は、平成16年7月21日から施行する。